

令和 8 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案
(議会議案)

目 次

番号	議案番号	件 名	ページ
1	議会議案第 4 号	太田市議会議員の辞職勧告に関する決議	1

議会議案第4号

太田市議会議員の辞職勧告に関する決議

上記議案を太田市議会会議規則(平成17年太田市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出いたします。

令和8年8月31日提出

提出者	太田市議会議員	星	野	一	広
賛成者	同	谷之木	勇	作	
	同	前	田	純	也
	同	高	田		靖
	同	高	橋	え	み
	同	町	田	正	行

太田市議会議員の辞職勧告に関する決議

太田市議会議員である仁藤すぐる議員は、国民健康保険制度に係る不適切な行為(いわゆる「国保逃れ」)を行っていたことが明らかとなり、本市議会はその事実を重く受け止め、政治倫理条例に基づき政治倫理審査会を設置し、慎重かつ公正な審査を重ねてきた。

政治倫理審査会は、その調査及び審査の結果、当該議員に対し文書による警告を行うことを適当とする結論を取りまとめた。

しかしながら、本件は単なる手続上の瑕疵や軽微な不注意ではなく、市民が等しく負担すべき国民健康保険制度の根幹に関わる問題であり、市民の政治に対する信頼を著しく損なうものである。とりわけ、市民に対し法令遵守と高い倫理観を求める立場にある市議会議員自らが、このような行為を行ったことは極めて重大であり、その社会的責任は極めて重いと言わざるを得ない。

地方議会は、市民から負託を受けた議員によって構成される議決機関であり、その活動は市民からの信頼によって成り立っている。その信頼を失わせる行為に対しては、議会自らが厳正な姿勢を示すことが、市民に対する責任である。

本市議会としては、政治倫理審査会の結論を尊重しつつも、その措置のみでは市民の信頼回復には到底十分とは言えないと判断する。

よって、太田市議会は、仁藤すぐる議員に対し、その政治的・道義的責任を真摯に受け止め、自ら議員の職を辞することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年8月31日

太田市議会